

県道 608 号（平塚停車場袖ヶ浜）

景観重要公共施設の指定理由

景観づくりを重点的に進める区域である景観重点区域の海へのシンボル軸に位置している県道 608 号（平塚停車場袖ヶ浜）は、松の緑豊かな、湘南の趣を感じる、平塚駅南口から海岸に至る道路です。神奈川県により無電柱化や歩道の美装化等の景観整備が行われており、景観整備後約 30 年が経過し、今後、照明や舗装等の更新が行われていく可能性が高いことから、良好な景観の維持・保全を図ることを目的に景観重要公共施設に指定します。



県道 608 号（平塚停車場袖ヶ浜）



I 施設管理者

神奈川県平塚土木事務所

II 対象区間

平塚駅南口前～国道 134 号 約 1.2 km

III 基本方針

次の景観整備当初のデザイン方針（昭和 63 年 3 月）を維持することを基本とする。

1 「なぎさ」の感じられる通り

湘南のまち、平塚らしさや、海・なぎさ・大空を感じられる明るい通りをつくり出す。

2 緑の大通り

駅前広場から海岸まで一直線にビスタの通る道路であり、駅前広場と海岸を結ぶ緑の軸を強調した地区のシンボルとする。

なぎさにふさわしい樹種として、植栽は黒松を主体とする。

3 場所ごとに個性を持つ遊歩道

4つの交差点それぞれの個性を高め、3つに分節された区間ごとに個性を持つ通りをつくり出す。緑・ストリートファニチャー・水等により特色づける。

4 洗練された街なみの形成をはかる

沿道に立地が予想されるレクリエーション・商業施設や公共公益文化施設等に対応させ、沿道の建築物と道路が一体となった道路空間の形成をはかる。

IV 整備に関する事項

1 基本的な考え方

- ・道路附属物等の補修、改修や通常の管理（色の塗り替え等）については、原則として、既設のものと同等の素材、デザインや色彩とする。ただし、社会経済状況等に応じて、適宜、適切な素材や仕様への変更を検討する。その場合でも、デザインや色彩等、既設のものや周辺の景観と調和したものとなるよう努める。

2 舗装

- ・「なぎさ・砂浜」を感じられる舗装とする。
- ・車道の舗装は、明色舗装とする。
- ・歩道の舗装は、区間ごとの個性に応じた色彩やデザインとする。

3 照明

- ・照明柱は、今後の更新時には色彩をダークグレー（10YR3.0/0.2程度）に変更する。
- ・照明柱及び灯具は、相互のバランスがとれた、シンプルなデザインを基本とする。
- ・照明柱への信号機及び標識類等の共架に努める。

4 ストリートファニチャー

- ・ベンチは、通りの特性に配慮したデザインに努める。
- ・車止めは、通りの特性に配慮したデザイン及び仕様の統一に努める。

5 植栽

- ・なぎさにふさわしい樹種として通り全体にわたり黒松を主体として配置する。
- ・歩車道境界部には植栽帯を設け、黒松の他、潮風や臨海気象に適した低木類を配置する。
- ・中央分離帯や交差点部には通りに潤いをもたらすよう植栽を配置する。

6 その他

- ・電線類は地中化に努める。
- ・照明柱以外の柱類の色彩も、ダークグレー（10YR3.0/0.2程度）を原則とする。

V 占用許可基準

- ・海への見通しを極力妨げない配置、高さとする。
- ・道路デザインや周辺の街なみとの調和に配慮した形態意匠とする。
- ・色彩や素材は、経年変化にも配慮したものとする。
- ・彩度2を超える色彩は原則として使用しない（公共サイン（「平塚市公共施設景観ガイドライン（歩行者系公共サイン）」に則して整備するものに限る）及び屋外広告物には適用しない）。

VI 適用の除外及び別途協議するもの

1 適用除外事項

「IV 整備に関する事項」及び「V 占用許可基準」に関して、次に該当するものについては適用除外とする。

- ・道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの。
- ・緊急上やむを得ないもの。
- ・景観計画の施行時点で現に存し、そのまま継続して使用するもの。
- ・地中に埋設するもの等で周辺の景観形成に影響のないもの。
- ・仮設建築物又はイベント等で短期間に使用する建築物又は工作物。

2 別途協議事項

「IV 整備に関する事項」及び「V 占用許可基準」に関して、次に該当するものについては、協議の上、仕様及び色彩を決定するものとする。

- ・素材を着色しないで使用するもの。（自然石材、溶融亜鉛メッキ仕上げ、ステンレス、コンクリート等）
- ・交通安全、施設管理又は防災等の事由により、色彩による視認性の確保が必要となるもの。
- ・景観計画の施行時点で現に存するものの交換または補修等。
- ・周囲の景観と調和し、景観の向上に資すると認められるもの。